

建物の一部を旅館・ホテル として使用することを お考えのみなさまへ

- ◆ 福岡市では、旅館・ホテルを設置（建築、増築・改築・用途変更）するときは、旅館業営業許可や建築確認申請などの前に「福岡市旅館等設置規制指導要綱」による事前協議をお願いしています。

※住宅宿泊事業法に基づく届出住宅は対象外。

- ◆ **ただし、建物の一部のみを旅館・ホテルとして使用する場合※は、原則として「福岡市旅館等設置規制指導要綱」による事前協議は必要ありません。**



※用途変更等の申請者が建物全体の所有者である場合を除く。

建物を順次旅館・ホテルに変更し、**最終的に建物全体が旅館・ホテルとなる場合には、「福岡市旅館等設置規制指導要綱」による事前協議が必要となります。**

建物全体が旅館・ホテルとなることが見込まれる場合は、下記担当課まで事前にご相談ください。

